

「三重の木」等の利用の促進に関する協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、学校法人前島学園（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、「三重の木」等の利用の促進に関する協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲、乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

（1）甲による木材の利用に関する構想

①構想の内容

- ・ 甲は、運営する和順幼稚園において、「三重の木」等（合法性が証明され、一定の規格基準を満たす三重県産材である「三重の木」認証材及びそれ以外の三重県内の区域にある森林から生産された木材をいう。）を積極的に活用することにより、地域の林業・木材産業の持続性を高め、森林の整備や脱炭素社会の実現に貢献していく。
- ・ 甲は、木材をあらわし仕上げで使用するなど、木の暖かみや香りによるリラックス効果を感じられる施設とすることで、子どもや保護者、地域住民の森林や木材への愛着を育み、暮らしの中に当たり前に木材が使われる社会づくりに貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

- ・ 甲は、和順幼稚園の建設において、「三重の木」等を使用した CLT を構造材としてあらわしで利用する設計とし、近年、技術開発や実用化がなされている先進的な技術について建設事業者等と連携して普及に取り組む。
- ・ 甲は、建設事業者や、地域材コーディネーターとなる木材流通事業者等と連携し、「三重の木」等を使用した CLT 建築物のモデル事例として情報発信を行う。
- ・ 甲は、和順幼稚園で使用する什器や食器等に県産材を積極的に使用し、身近なところから始める木づかいの推進に取り組む。
- ・ 甲は、木材の性質による心理面・身体面・学習面等での効果について、施設で働く職員や利用者からの評価を把握するとともに、木材利用の意義について理解が進むよう普及啓発に取り組む。

3. 甲の構想を達成するために乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、木材利用に関する相談窓口や専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

三重県

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和9年3月31日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が署名の上、各自その一通を保管するものとする。

令和6年3月25日

甲 学校法人前島学園

理事長

二 井 睦



乙 三重県知事

一 見 勝 之

